

適用システムの承認方針

1. 「適用システム」は、社内ネットワーク、社内データ配信サーバー（記憶領域、出力領域）、処理サーバー（処理領域）、社内クライアント端末の接続関係を含む概念です。ただし、顧客が本プロダクトのスタンドアロン端末における取り扱いを希望する場合、当該スタンドアロン端末の設定及び使用条件乃至保管・管理状況が本プロダクトの漏洩や不正使用の恐れがないものとして JON が許容できるものである場合には、当該端末をもって「適用システム」兼「クライアント端末」と見做すことが出来ます。
2. （ユーザー数に応じた料金の場合のシステム要件）ユーザー数やデータ参照数等に応じた料金が合意された場合、適用システムがクライアント認証機能又はこれと同等以上の信頼性を備えたユーザーごとの利用状況を把握する仕組み（以下「クライアント認証機能等」）を有していることや、当該クライアント認証機能等にかかるログ等のうち、当該システムに接続したクライアントの数その他当該合意の順守を確認するために必要な情報を JON と共有可能であることが適用システムの承認条件となります。
3. （適用システムに求められる内部性とその例外）適用システムは、原則として顧客法人の純粋な内部システム（本プロダクトの取り扱いが顧客法人の内部で完結し、本プロダクトが外部に送信されないシステム）を想定します。顧客法人のサードパーティ商品システムとして外部の第三者（外部ユーザー）が接続・利用する場合は、①当該外部ユーザーにおいて本プロダクトの必要箇所に限定した閲覧性が徹底されていること、②当該システムに接続する外部ユーザーの人数や本プロダクトの参照数、参照範囲を JON が確認可能なこと、③外部ユーザーの人数や本プロダクトの参照数、参照範囲に応じた料金合意（ロイヤリティ合意）がなされていること、といった条件が必要となります。
4. （適用システムに求められる内部性とその例外）民事法務協会登記情報提供サービス又はこれに代わる公的サービスへの接続関係（所在地番/家屋番号を含む信号の発信と登記情報の出力結果を受理する仕組み）が含まれていても、システムの内部性要件を充足するものとします（当該外部接続関係は適用システムの一部として承認）。
5. （他社類似データ等の併用についての考え方）適用システムは JON の事業利益を実質的に損なわないものである必要があります。顧客システムにおいて本プロダクトと意味合いの重複する他社データや JON_API と機能が重複する他社製 API を取り扱う場合、そのことをもって直ちに JON の事業利益が損なわれるわけではありませんが、例えば主要範囲（主要エリア又は主要期間）において本プロダクトや JON_API を使用することが出来るにもかかわらず敢えて他社データや他社製 API を使用することとし、本プロダクトや JON_API は補完的にしか使用せず、僅かな料金しか期待できないような場合には、当該補完的な本プロダクトの納入および使用許諾によって主要範囲にかかる JON 商品の使用を抑えつつ他社商品の使用を促進することとなるため、JON の事業利益が損なわれるおそれがあり、当該顧客システムを適用システムとして承認することは出来ないものとなります。